①

政治学
第４回　政治体制

0　前回の講義の復習
1　政治体制と自由民主主義体制
2　全体主義体制
3　権威主義体制
4　民主化とその揺り戻し

＊講義はパワーポイントのレジメを使用します。基本的に板書はしません。
オフィスアワーは月曜３限と火曜３限です。
欠席は５回までです。６回以上欠席すると、講義の単位は取れません。
以前の講義のレジメは、毎回持参しており、受け取り可能です。

②　０　前回の講義の復習

●日本では、19世紀までの古典的な自由主義は「自由主義」と呼び、20世紀以降の福祉国家を擁護する現代の自由主義を「リベラリズム」という。

●リベラリズムは、福祉国家や「国家による自由」を擁護する。すなわち、国家が教育や福祉、医療などの公共サービスを提供し、景気対策を行い、累進課税（所得の額が大きくなればなるほど、税金の額も増える）による国民の間での所得の再分配といった「国家による人々の生活への介入」を擁護する。そして、福祉国家では、国家内のどこにいても、国民に対して最低限の生活のレベルを保障する（ナショナル・ミニマムの保障）。

●イギリスの政治哲学者のバーリンは「２つの自由概念」により、自由という言葉の意味を次の２つに分類した。

①消極的自由（～からの自由）：他人や国家から妨害・強制されずに、自らの意思に従って行動できること（他者に放任されることが自由）。

②積極的自由（～への自由）：「ありのまま自己」は感情や欲望に流されやすいので、こうした望ましくない欲求を制御しながら、自らの理想（「あるべき自己」）へと近づけるように行動できること（自己を支配することが自由）。

③　１　政治体制と自由民主主義体制①

●政治体制とは、国家を運営するリーダーを選出し、国家の意志を決定し、それを執行するという国家全体のしくみである、また、こうした国家全体のしくみを定めたルールや制度、規範（判断・評価・行為などの良し悪しを判断する基準）などの総体（これらをまとめたもの）を指す。「大統領制」や「議院内閣制」などの政治制度だけを指すものではない。

→政治体制という言葉は非常にあいまいであり、選挙制度、執政制度（大統領や首相などの国家のリーダーのもとで、国政の運営の担い、立法府・議会が決定した法律や予算案を執行するための制度）など、政治体制のどの要素が変われば政治体制も変わるのかは不明である。

→しかし、革命によって憲法が変わったり、軍事クーデーターによりリーダーを選ぶルールが変われば、政治体制は変わったことになる。

●政権とは、政治体制が規定するルールや制度のもとで選出されたリーダーが組織する、国家の中核的な運営組織である。政治体制とは別である。

→選挙の結果により、憲法に基づいて、今まで野党だった政党が内閣を組織した場合は「政権交代」である。つまり、政治体制は変化しなくても、政権は変化する。

④　１　政治体制と自由民主主義体制②

（２）政治体制の注目する理由

●政治学が政治体制に注目する理由は、「政治体制の違いが人々が享受（きょうじゅ）できる自由（の有無やその中身）を決めるから」である。

●政治学では、政治体制を「自由民主主義体制」と「非自由民主主義体制」を区分する基準を開発して、実際に存在する国家を分類する。また、こうした国家の分類の違いが、政治や経済に与える影響を考える。

→政治体制の違いによって、政治に参加する方法や程度が違ったり、政権に対して、異議申し立て（政権批判）ができたり、できなかったりする。経済でも、経済活動を自由にできる政治体制もあれば、政権が国家の全ての経済を計画して、人々に実行させる体制（共産主義体制など）もある。さらに、政権に近い人物や企業を経済活動において優遇する体制もある。

●逆に、社会のあり方（個人の意見を尊重する社会か、個人よりも集団としてのまとまりを優先する社会か等）や経済的な条件（企業や個人の経済活動が活発か、国民の職業が世襲で、自由に選べないのか）が、どのように政治体制の分類とつながりがあったり、政治体制に影響を与えているのかも、政治学では考える。

⑤　１　政治体制と自由民主主義体制③

（３）自由民主主義体制

●現代社会において、正当とみなされる政治体制を構成する原理は「自由民主主義」である。すなわち、①19世紀までの古典的な自由主義の「自由主義」と、② 20世紀以降の福祉国家を擁護する現代の自由主義の「リベラリズム」、そして、③民主主義の考えが合わさったものである。

●そして、「自由民主主義」の中でも政治体制を論じる際に重要な構成原理は、以下のものである。

＊個人の内面に国家が干渉することを控える「自由主義」

＊国家の正統性の源泉を国民の意思に置く「民主主義」

●なお、政治体制における「自由民主主義」は、しばしば「自由」が省略されて「民主主義（体制）」と呼ばれる。

●これまで自由民主主義体制について、どのような条件を満たした政治体制が、自由民主主義体制であるとみなせるかが、政治学で論じられてきた。

⑥　1　政治体制と自由民主主義体制④

（4）ロバート・ダールの「ポリアーキー」

●ダールはその著書『ポリアーキー』（日本では岩波文庫に翻訳がある）の中で、ポリアーキー（自由民主主義の政治体制）を構成する原理として、「体制の包摂性」「体制の競争性（公的異議申し立ての自由）」という2つの原理を示した。ダールは、閉鎖的で抑圧的な体制から、ポリーアーキーに向かうことを「民主化」と呼んだ。

①体制の包摂性（体制の民主主義の程度）

→体制の包摂性とは、どれだけの市民が選挙や住民投票などの公的な意思決定プロセスに参加できているかということを指す。

→包摂的な体制では、すべての市民が選挙権を持ち、選挙に投票することができる。また、すべての市民に国会議員や大統領といった公職に立候補する被選挙権が開かれている（あくまで可能性の上では）。

→包摂性とは、国家の意思決定を行う主権がどれだけ市民の間に分有されているか、つまり、国民主権がどれだけ達成されているかを測るものである。

⑦　１　政治体制と自由民主主義体制⑤

②体制の競争性（体制の自由主義の程度）

→体制の競争性とは、言論・出版・報道の自由が保障され、市民がどれだけ現行の政策への不満を組織して、現代の政権に対抗した政治活動ができるのかということ（「公的異議申し立ての自由」ともいう）を指す。

→選挙などの政治過程への市民の参加だけでは、自由民主主義体制とはいえない。政権を握る与党に対して、野党が言論を通じて対決し、現政権に不満を持つ市民の受け皿として機能することが必要である。

→上記のことを通じて、政党間での競争が確保されることで、自由民主主義体制は、人々にとって望ましい体制となる。

●ダールの考える自由民主主義体制とみなされるのに必要なこと。

→包摂性と競争性が自由民主主義を構成する車の両輪である。

→政治体制が自由民主主義体制とみなされるには、国民の多くが選挙や住民投票などの政治的な意思決定に参加できなければならない。選挙への参加や（大臣や政治家などの）公職に就く権利が、特定の人種・階層や一方の性別に限定されていては、自由民主主義体制と呼ぶことはできない。

⑧　１　政治体制と自由民主主義体制⑥

→どの政党や派閥、集団が政権を握っても、政権与党などとは政治的な思想や意見を異なる市民の自由を侵害しないように、憲法により国家の権力を拘束し、（人権を）保障するという立憲主義が確立していなければならない。

→このような立憲主義に基づく憲法が存在することによって、政権を握る政党などが反対勢力を国家権力を用いて弾圧することを防ぎ、複数の政治勢力が権力を求めて競い合う政治的な多元性を確保することができる。

→政治的な意思決定への参加が広く認められていても、実施的な選択肢（複数の政党など）が存在しないのであれば、自由民主主義体制ではない。

→自由主義は、国民の圧倒的多数がある少数派を差別し、抑圧することを望んでいたとしても、政権に断固として多数派の意思に抗うことを求める。一度こうした抑圧を容認すると、多数派の占める政権と意見を異にする少数派を政治的競争から排除することが、まかり通ってしまうからである。

→自由民主主義体制は、国民の多数派による政権の選出を求める一方、民主的に選ばれた政権に自由主義的原理でたがをはめるという、２つの原理の危ういバランスの上で成り立っている。

⑨　２　全体主義体制①

（１）全体主義体制とは何か

●自由民主主義体制は、19世紀以降、資本主義が発展し、多くの資金や生産手段を資本家（ブルジョアジー）が政治的にも力をつけていく中で、自由主義に民主主義（選挙権の拡大等）認めていくことで生まれた体制である。しかし、20世紀の前半に全体主義体制という政治体制が生まれた。

●全体主義体制という概念が念頭に置いているのは、①1930年代のヒトラーのナチス（党）が支配したドイツであり、②スターリンの共産党が支配したソビエト連邦（ソ連）である。

●全体主義体制には、自由民主主義体制の構成原理である包摂性は存在する。

→むしろ、人々は集会やパレードなどに参加し、支配政党候補者しかいない選挙に投票することで、党＝国家への忠誠を示すことが求められた。

→全体主義体制は、しばしば人々の熱狂の声の中から誕生した。例えば、ナチス党大会の様子を描いたプロパガンダ（ある政党を肯定的に宣伝すること）映画で、ヒトラーを熱烈に歓迎する市民の姿が見て取れる。

⑩　2　全体主義体制②

●全体主義体制に欠けているのは、個人の内面の自由を保障する自由主義の原理である。こうした自由主義の原理を、全体主義体制は積極的に否定する。個人の自由よりも、国家全体の利益を絶対的に優先する。

●全体主義の特徴は、国家が社会の全領域に浸透していき、個人的・私的な領域を残さない点である。全体主義では、支配政党が形式的にも、実質的にも権力を独占して、国家と同一化する。そして、支配政党やそのリーダーが提唱するイデオロギー的な目標の実現に向けて、社会の諸集団や諸個人を動員していく。

→そこで、支配政党やカリスマ的リーダーへの異論を許されないだけでなく、建前上、個人が私的な個人的な領域にひきこもることは許されない。リーダーは目指すべき真理・理想の社会（「ドイツの第三帝国の栄光」、「共産主義社会の建設」）やそこへ至る道のりを理解しているとされる。

→「何をなすべきか」が分かっている以上、人々が自分の個人的な欲望を追い求めることは、個人を超越した真理への冒涜（ぼうとく）である。そうした人々は「教育的指導」が必要ということになる（太平洋戦争中の日本では、天皇中心の戦時体制に従わない者は「非国民」とされた）。

⑪　2　全体主義体制③

●共産主義は、理論上、少数の資本家による多数派の労働者の搾取（さくしゅ）が不可避である資本主義体制（≒自由民主主義体制）を労働者による革命によって打倒し、労働者のための民主的な社会の構築を説く政治思想であった（資本家の存在しない、労働者間で平等な社会を目指した）。

●しかし、実際の共産主義の国家は、革命を主導した共産党の一党独裁の下で、一般市民の自由が著しく制限されることになった。また、ソ連のスターリン、中国の毛沢東、北朝鮮の金日成（キムイルソン）などの指導者による独裁や個人崇拝が強調された。独裁などに逆らう者は「反革命分子」として弾圧され、厳格な思想統制が行われるだけでなく、国民の中に「反革命分子」がいないか監視する国家のスパイも存在した。

→このように、共産主義国の実態は、自由主義や共産主義の者を弾圧したナチスやムッソリーニの頃のイタリア、戦前の日本と同じであった。

●全体主義という言葉は、冷戦時に、アメリカなどの西側資本主義陣営に対立するソ連などの東側社会主義陣営を論難する言葉として広く用いられた。しかし、冷戦が終結し、中国の鄧小平が改革開放路線に転換すると、現在では全体主義国は北朝鮮くらいしか存在しなくなった。

⑫　３　権威主義体制①

（１）権威主義体制とは何か

●政治体制の類型は、第二次世界大戦後、自由民主主義体制と全体主義体制の二つだけであった。しかし、政治学者のリンスは母国のスペインのフランコ将軍による支配体制を念頭に、権威主義体制を提唱した。

＊権威主義体制の特徴

①自由民主主義体制の構成原理である競争性を厳しく制限

●権威主義体制の指導者は、全体主義体制の指導者ほどの強いカリスマ性がなく、強大な権力を持つが伝統や慣習・制度に一定程度拘束されている。

●限定的に政党などの多様性を許容するが、軍や政党、独裁者が国家の機構を握り、言論や出版といった政治的な自由を制限することで、自分たちの権力を脅かすような反対勢力が台頭するのを妨げている。

→野党の活動は必ずしも全否定されているわけではないが、集会や選挙運動は組織的に妨害され、権威主義政権と反対派の野党が、対等の立場で公正な選挙を戦うことはない。

⑬　３　権威主義体制②

②全体主義体制ほど、イデオロギーを実現するために国民を動員しない

●権威主義体制では現行の支配集団が権力を維持することが自己目的化。

→そのため、自由民主主義体制のように、市民が自発的に集団を組織して政治的な意思決定に働きかけることは制限される。しかし、支配集団の権力の維持の邪魔にならない限りは、市民が私的な活動にふけることは許される。むしろ、権威主義体制を維持するためには、市民は私的な活動に専念して政治に無関心である方が望ましい。

＊権威主義が生まれた時期と生まれた地域や国家

●1960～70年代の南アメリカ大陸の軍事政権や、1980年代まで続いた東・東南アジアの開発独裁体制の国々である。

→東・東南アジアは、台湾の蒋介石・蔣経国政権、韓国の李承晩・朴正熙・全斗煥政権、フィリピンのマルコス政権等が権威主義国家であった。

＊開発独裁：経済発展を最優先に、強力に行う独裁政権。また、国民の自由や選挙権を求める勢力は、独裁政権によって弾圧されがちである。

⑭　３　権威主義体制③

③権威主義体制の類型

→現在、非自由民主主義体制をひとまとめにして、権威主義体制とみなしている。そのため、権威主義体制は以下の多様な類型が存在する。

①君主制：王族が支配権を世襲する。

②個人独裁制：個人のカリスマに依存する。

●政府への役職への就任やそれがもたらす便益の享受が、指導者個人のさじ加減に委ねられている政治体制である。

●リーダーは、軍の将官であったり、政権運営のために政党を設立するかもしれないが、軍も党もリーダー個人の裁量に影響を与えないのが、この体制の特徴である。

●例えば、フセイン大統領が支配していたころのイラクは、バース党という政党が存在していた。フセイン大統領はバース党の運営に大きく影響を及ぼすことはあっても、バース党の党組織がフセイン大統領の政権運営を制約することはほとんどなかった。

⑮　３　権威主義体制④

③軍事政権：軍部が政権を握る。

●軍の将校団が政治権力を掌握し、政権を運営する政治体制である。

●よく戒厳令（国の統治権を軍部に移し、国民の権利や自由を制限する）が布かれ、憲法が停止される。文民（軍人以外の人）政権の機能不全をあげつらい、軍部による政権運営を「暫定政権」と称することが多い。

→短期間の政権運営の後に民政（軍事ではない人々による政治）移管することも多いが、タイの軍事政権のように、支配が長期化することもある。

④一党制：公認政党が支配する。

●政権の形成が１つの政党によって法的に、あるいは事実上、独占されている政治体制。

●第二次大戦後の東ヨーロッパ諸国を支配した社会主義政権では、共産党の一党独裁が他の政党の活動を許さなかった。また、1965年から続くシンガポールの人民行動党による支配では、野党の存在が許されたが、様々な形でその活動が制限され、一党支配が維持された。

⑯　３　権威主義体制⑤

5神権制：宗教原理によって国家が運営される。

6選挙権威主義：限定的だが言論・報道の自由や政党間競争が認められる。

●競争的権威主義ともいう。複数の政党による選挙が与党による支配を正当化する重要な手段ではあるものの、野党との公正な選挙競争を妨害することによって、与党が政権を維持し続ける政治体制である。

●政権は、野党の候補者や支持者に嫌がらせを加えたり、批判的なメディアの活動を妨げたりするなど、野党が対等な競争相手とならないように、国家のリソース（資金、人員、権力、情報など）を使って、手を施す。

●プーチン政権下のロシアや、エルドアン政権下のトルコがその例である。

＊権威主義体制を複数の類型に分ける理由の一つは、類型により民主化（選挙権の拡大や自由民主主義体制への移行等）の過程が異なるためである。

→選挙権の拡大自体が争点になる君主制から自由民主主義体制への移行と、すでに普通選挙権が確立しているものの選挙権の実質的な行使が制限される個人独裁制や一党制からの移行では、民主化の要因やそのプロセスや速さも異なる可能性が高い。

⑰　４　民主化とその揺り戻し①

（１）民主化とは何か

●先に触れたように、閉鎖的で抑圧的な体制から、ポリーアーキー（自由民主主義体制）に向かうことを「民主化」という。

●国際政治学者のサミュエル・ハンチントンによれば、民主化は波のように諸国に普及し、幾度かの揺り戻しを経験してきた。そして、以下の３つの「民主化の波」により、世界の民主化が進んだという。

①第一の波：１９世紀前半から20世紀初頭までの長い波であり、北米や西ヨーロッパにおける選挙権の漸進的な拡大である。秘密投票（誰に投票したかが他人には分からない選挙）の導入、執政府（内閣など）が議会に責任を負う議院内閣制（以前は国王や皇帝に責任を負うことが多かった）の確立などを特徴とする。この第１の波は、第１次世界大戦後に独立した中・東ヨーロッパ諸国の民主化でピークを迎える。

→しかし、1922年のイタリアのムッソリーニの登場から民主化の揺り戻しが始まり、1930年代のイタリア、ポーランドなどのヨーロッパにおける権威主義体制や、ドイツ、日本の全体主義の成立により、民主化の波は止まることとなった。

⑱　4　民主化とその揺り戻し②

②第二の波：第二次世界大戦後のイタリア、ドイツ、日本といった国々の民主化により始まった。また、イギリス、フランスなどの植民地であった国々が独立し、新しい国家（インド、スリランカ、フィリピン、イスラエルなど）が誕生したことによって、自由民主主義体制の国が増えた。

→1950年代後半から、この民主化の波は勢いが止まる。特に南米で権威主義体制へに移行が顕著になった。ペルー、ブラジル、アルゼンチンなどで軍事クーデターが発生し、選挙で選出された文民（軍人ではない人）政権が倒された。また、アジアでも、韓国の朴正熙政権、インドネシアのスハルト政権、フィリピンのマルコス政権等の開発独裁体制が成立した。

③第三の波：1970年代の南欧における民主化は始まりとされ、現代までの民主化を指す。ポルトガル、ギリシャ、スペインで民主化が進み、南米でもペルー、ブラジル、アルゼンチンなどで軍事政権から文民政権への移行が進んだ。アジアでも、1986年にフィリピンのマルコス政権が倒れ、80年代後半の韓国や台湾では、選挙が導入され体制の競争性が高まった。また、1980年代以降、ソ連の影響下にあった東ヨーロッパの社会主義国（東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ルーマニアなど）が民主化していき、ソ連の崩壊を導くこととなった。

⑲　４　民主化とその揺り戻し③

（３）民主化の揺り戻し①民主化途上の危うさ

- 民主化が起きても、その後の状況が安定するとは限らない。ハンチントンは、ちょうど波が引くように、民主化の揺り戻しがあることを指摘する。
- 民主化の過程は、旧体制と新体制が同居する不安定な状況であるため、旧体制の関係者（多くの場合は軍隊）に新体制の改革が及ぶと、対立が表面化し、場合によっては、旧体制の関係者による旧体制の復活が起きる。
- 旧体制側はその統治下において、自分たちに利益がもたらされる仕組みや構造をつくり上げている。そのため、民主化後の新体制において、自身の利益が脅かされたり、奪われる可能性が出てくる。そこで、旧体制側は自分たちに有利な状況を崩される前に、以前の体制に戻そうとする。
- 東南アジアのミャンマーでは長年、軍部による統治が続いてきたが、2011年に軍部と民主化を求める勢力との妥協が成立し、民主化が進み始めた（ただし、議会の議席の４分の１は軍部であり、国軍の最高司令官に緊急事態を宣言する権限が与えられた）。しかし、2015年と2020年の選挙で、民主化を求める勢力が国会で議席数を増やすと、国軍は選挙で不正あったと主張し、クーデターを敢行し、軍部による統治を行った。

⑳　４　民主化とその揺り戻し④

（４）民主化の揺り戻し②民主化後の混乱

●ポリアーキー（自由民主主義体制）は、個人が政治に「参加」し、「異議申し立て」ができる体制である。しかし、この２つが認められた直後に政治的に混乱する場合がある。

●政治への参加が増えたのに対して、新たに政権を担う勢力が、政治や政権を担う経験が薄かった場合、新たな社会の要求に上手く応えられず、政権運営や政策の形成・執行に失敗し、国家が混乱することがある。

●新たな社会からの要求に応えられないときに、デモやマスメディアを通じた政権批判という異議申し立ての拡大が生じる。こうした異議申し立てが急速に増えるのに対して、これに対応する制度、技術、習慣が社会の中ででき上がってない場合も、国家は混乱する。さらに、新たな政権が混乱を納めるために、デモを鎮圧したり、マスメディアを統制・弾圧したりすると、混乱はより一層悪化することになる。

→そのような場合は、旧体制側がクーデターを起こし、以前の体制となることがある。このような時には、以前の体制よりも、人々を厳しく取り締まる体制になる場合がある（再度体制が変わらないようにするため）。

㉑　４　民主化とその揺り戻し⑤

（５）民主化の揺り戻し③民主化の後退

●一度民主化を達成したとされる国でも、民主的に選出された指導者や政党が、民主的な手続に従って、人々の政治的な自由を制限する「民主主義の後退」が起きることがある。

●2010年の選挙で大勝し、最近まで政権を握っていたハンガリーのオルバン政権は、政権１年目に憲法を12回改正し、オルバンの与党の意向を反映した内容に変更している。自由民主主義体制の国では、憲法の改正を１年間で複数回も行うのはほぼ不可能であるが、憲法について判断を行う最高裁判所の判事に、与党が推薦した人物がに選ばれるように、オルバンが憲法改正をしたためである。

→また、オルバンは選挙制度にも手をつけ、選挙制度を小選挙区制（一つの選挙区で当選者が１人だけ）のみにした。選挙制度は選挙委員会が扱っており、委員の半数は民間から、与党と野党の合意で選ばれるようにしていたが、与党のメンバーが選ばれるように制度変更をした。

→ひとたび、オルバンの与党に有利な制度ができると、同じ政党が次の選挙に勝ちやすくなるので、政権を長期間担うことが可能になる。

㉒　４　民主化とその揺り戻し⑥

●「民主主義の後退」は、アメリカのような国でも起こりうる。レビツキーとジブラットは、民主主義から権威主義に向かう４つの基準を示し、トランプ大統領がすべてに当てはまると主張した。

①民主主義のルールの拒否、またはそれに対する弱い関与

●2016年の大統領選挙においてトランプは選挙人登録名簿に不法移民や死亡した人物が載っており、不正であるというデマ発言を繰り返した。

②対立相手の正統性を否定

●2016年の大統領選挙で対立相手のヒラリー・クリントンを犯罪者と呼ぶなど、デマ発言で個人攻撃を行った。

③暴力行為の容認、推進

●クリントンに対する暴力を扇動（せんどう・あおり、かきたてる）した。

④メディアを含む対立相手の市民的自由（表現・報道の自由など）を率先して制約

●敵対するメディアの情報をフェイク・ニュースと呼び（嘘といえる根拠があるわけではない）、批判的な記事に対しては訴訟も辞さないと脅す。

㉓　本日の講義のまとめ

●政治体制とは、国家を運営するリーダーを選出し、国家の意志を決定し、それを執行するという国家全体のしくみである、また、こうした国家全体のしくみを定めたルールや制度、規範などの総体（これらをまとめたもの）を指す。

●現代社会において、正当とみなされる政治体制を構成する原理は「自由民主主義」である。すなわち、①19世紀までの古典的な自由主義の「自由主義」と、② 20世紀以降の福祉国家を擁護する現代の自由主義の「リベラリズム」、そして、③民主主義の考えが合わさったものである。

●ポリアーキー（自由民主主義の政治体制）を構成する原理として、「体制の包摂性」「体制の競争性（公的異議申し立ての自由）」という２つの原理がある。

①体制の包摂性（体制の民主主義の程度）

→体制の包摂性とは、どれだけの市民が選挙や住民投票などの公的な意思決定プロセスに参加できているかということを指す。

②体制の競争性（体制の自由主義の程度）

→体制の競争性とは、言論・出版・報道の自由が保障され、市民がどれだけ現行の政策への不満を組織して、現代の政権に対抗した政治活動ができるのかということ（「公的異議申し立ての自由」ともいう）を指す。

㉔　引用・参考文献

●砂原庸介・稗田健志・多胡淳(2025)『政治学の第一歩　[第３版]』有斐閣
→第３章で政治体制について初心者向けの解説をしている。
●増田正編著(2020)『政治学入門』一藝社
→第６章の「政治制度」で政治体制の知識に触れている。
●伊藤武ほか『民主主義の比較政治学』有斐閣
→各国の政治制度を比較しながら論じている

＊次回の予習の範囲は
　『図録政治学』の23、24です。

